

(別紙様式1)

## 議案第26号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：鹿児島県  
農業委員会名：鹿屋市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	4,115
自給的農家数	1,696
販売農家数	2,419
主業農家数	770
準主業農家数	230
副業的農家数	1,419

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,152
女性	1,908
40代以下	529

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	647
基本構想水準到達者	226
認定新規就農者	14
農業参入法人	121
集落営農経営	4
特定農業団体	1
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計	
耕地面積	2,260	7,610				9,870
経営耕地面積	1,144	5,258	4,958	300		6,402
遊休農地面積	187	189	189			376
農地台帳面積	1,685	6,286				7,971

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3年 7月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	21	21
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	21	21	21

\*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積 9, 870ha	これまでの集積面積 3, 155ha	集積率 32.00%
課 領	・農業従事者の減少 ・高齢化等による遊休農地の増加が、利用集積の妨げとなっている ・後継者不足(新たな担い手の育成が進んでいないことより) ・地域においては、担い手の農地が分散化し作業効率が低い ・既存農家の既得権等により集団化が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3, 178ha (うち新規集積面積 5ha)
目標設定の考え方:	
活動計画	・農地地図(GISシステム)の活動により農地の集積を図る。 ・地域の農業委員により農地の利用状況調査を実施し、担い手への集積を推進する。 ・農地利用状況調査による、遊休農地と判断された土地についてのアンケート調査に基づき、集積を推進する。 ・利用集積を図るため、認定農業者への賃借等に対する助成や遊休農地解消に対して費用の一部助成を行う。 ・農地中間管理事業を活用し、新規の利用権設定を増加させる。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	12経営体	12経営体	13経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	5ha	5ha	5ha
課 領	・経営が不安定である新規就農者への技術指導		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	13経営体	参入目標面積 5ha
活動計画	委員の日常活動の中で、集落座談会、あるいは定期的な戸別訪問、農家相談等を実施し、担当地区内の新規開拓を行う。	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 10, 246ha	遊休農地面積(B) 376ha	割合(B/A×100) 3.7%
課 題	中山間地域、狭小農地、基盤整備未実施農地の解消が進まず、特に農用地区域内にある遊休農地の解消が喫緊の課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10ha  目標設定の考え方: ○A分類:再生利用が可能な荒廃農地(296ha)のうち農用地区域内(202ha)について集中的な指導や各種施策等の推進により27haの解消を目指す。 ○B分類:再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(491ha)のうち農用地区域外(271ha)への非農地通知により農地台帳からの削除を目指す。		
	調査員数(実数) 42人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
農地の利用状況調査	○管内全域を調査区域とし、農業委員、事務局で巡回調査を実施する。 ○調査結果を調査図面に解消・新規発生の記録を行う。新規発生、継続については、荒廃度合別にA(再生が可能な荒廃農地)、B(再生利用が困難な荒廃農地)とに分類を行う。 ○A分類(農用地区域内)については、順次、利用意向調査を行う。 ○B分類(農用地区域外)については、順次、非農地通知により、農地台帳からの削除を行う。		
	調査方法	実施時期 11月～12月	調査結果取りまとめ時期 1月～2月
農地の利用意向調査			
その他	遊休農地に対する電話等の苦情に対して随時指導を行う。 遊休農地解消を図った農家へ助成金を支給する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	10, 100ha	1. 96ha
課 題	既存違反転用については、現行法に基づいて県と連携を取っているが、長い年月を経ていることや、現在の法律では指導等に限界がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	農業委員、最適化推進委員の日常活動や農地利用状況調査等により、違反転用が発覚した場合は、初期の段階での対応を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入